

1 「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況の把握と検証

- 学校が、いじめ防止等の対策を確実に推進し、子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、常に緊張感をもって自校の取組を点検し、不断の検証を行うことが不可欠である。
- 東京都教育委員会は、毎年度6月末日までのいじめの認知件数と「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況を把握するために、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施し、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示していく。
⇒105ページ参照
- また、これに併せて、東京都教育委員会は、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組む、成果を上げた事例を収集し、その取組が多く为学校で共有されるよう情報発信をしていく。
- こうした年度ごとの取組の検証を通して、全ての公立学校の教職員が、対応力や指導力を高め、自信をもっていじめ問題に対峙できるようにする。

2 「いじめ総合対策【第2次】」改訂のスケジュール

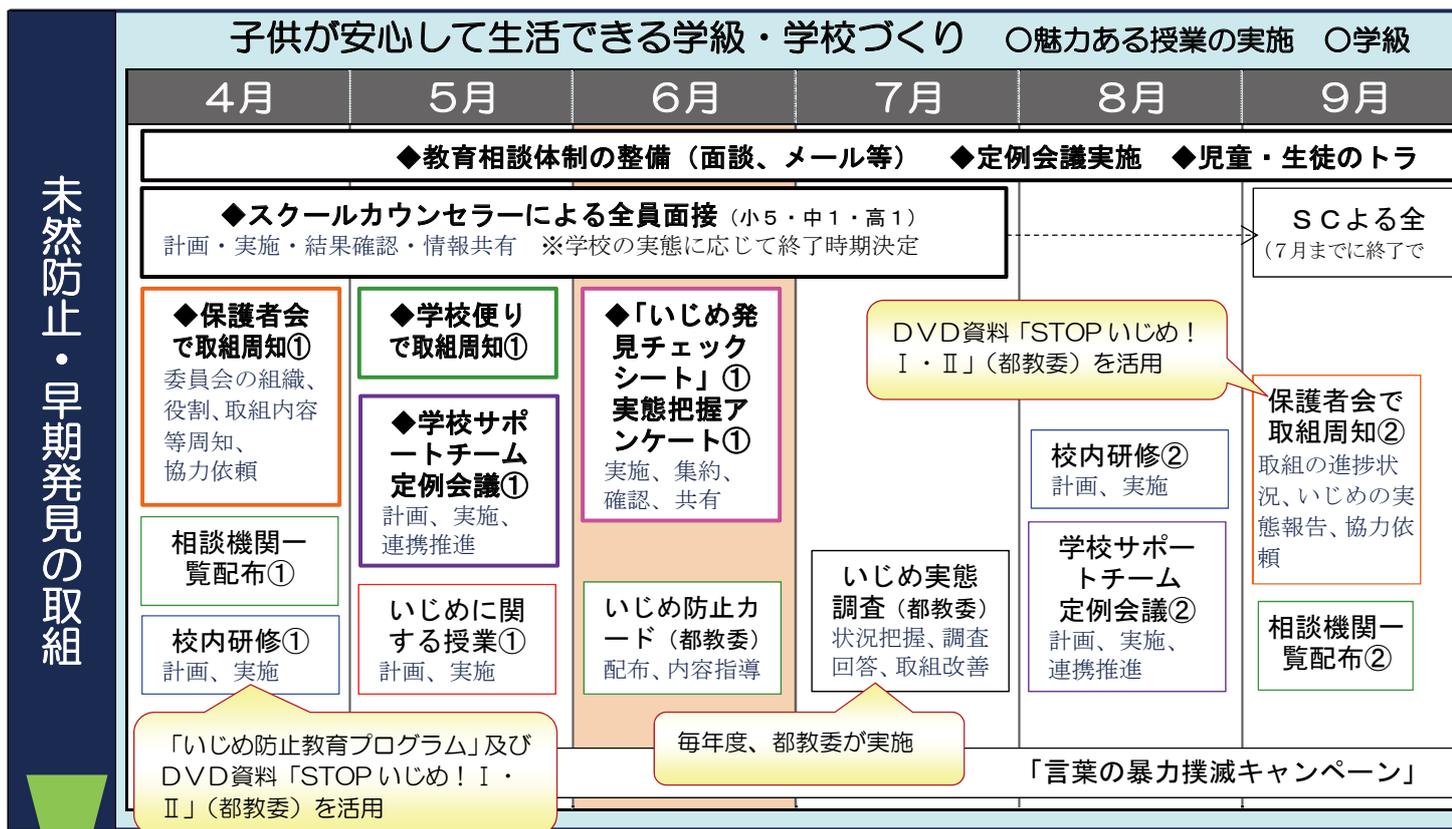
- この「いじめ総合対策【第2次】」は、東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」からの答申を踏まえて、東京都教育委員会が策定したものである。
- 条例の規定では、次の第2期の委員会の委員の任期は、平成28年8月1日から平成30年7月31日までとなっている。また、その後に設置予定の第3期の委員会の委員の任期は、平成30年8月1日から平成32年7月31日までとなる予定である。
- これらを踏まえ、以下のスケジュールで、「いじめ総合対策【第2次】」の改訂を行う。

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
「いじめ総合対策【第2次】」の推進・取組状況の検証・改訂	実施 検証 改善	→				「いじめ総合対策【第3次】」
	取組状況調査	取組状況調査	取組状況調査	取組状況調査	取組状況調査	
	いじめ問題対策委員会(第2期)による審議	取組の改善に向けた「中間答申」	いじめ問題対策委員会(第3期)による審議	取組の改善に向けた「最終答申」	実施検証改善	

参 考 资 料

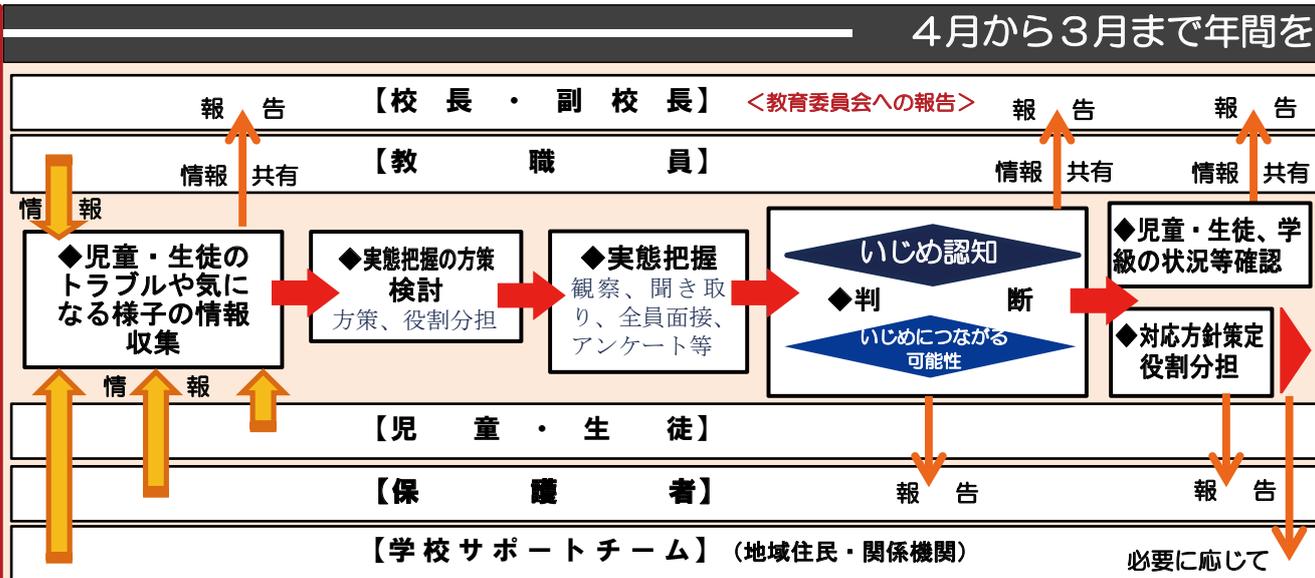
① 「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例

～学校の実態（教職員構成、規模等）に応じて、取組内容と役割を明確に！～



未然防止・早期発見の取組

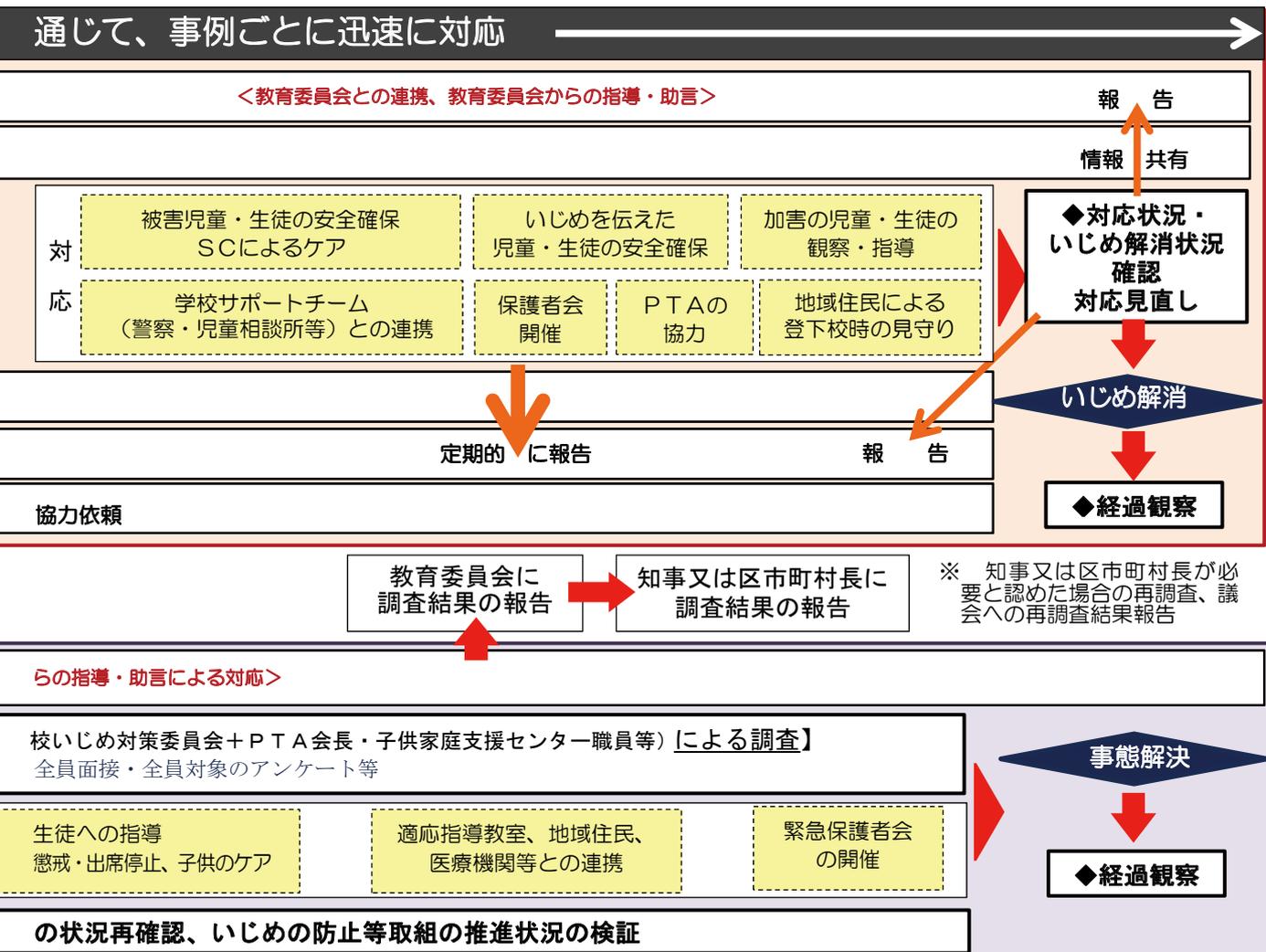
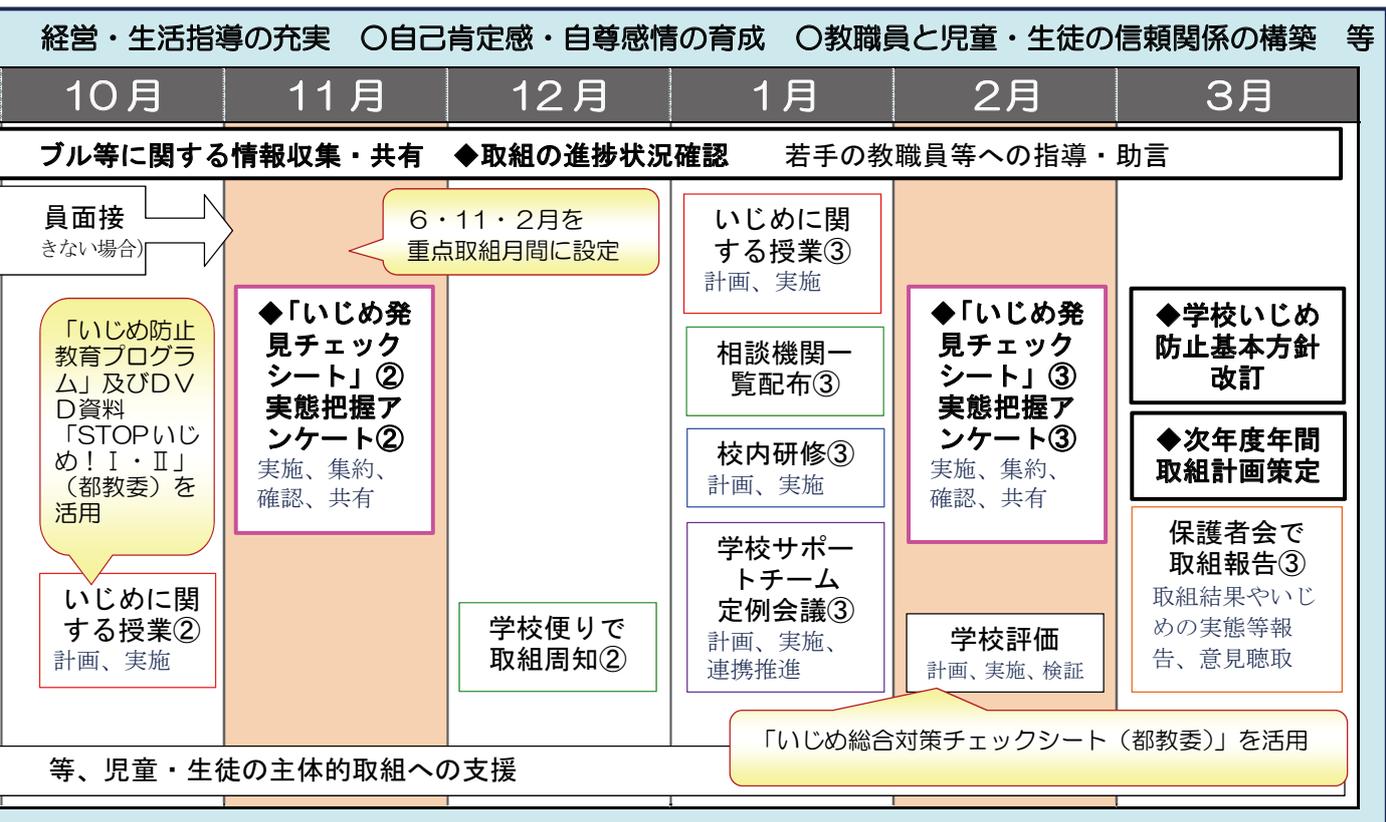
早期対応の取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

※ : 「委員会」が必ず行うべき取組、: 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）
: いじめの事案ごとに、実態に応じて行うべき取組



「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

② 「学校いじめ対策委員会」の取組状況確認項目

学 校 名	立
-------	---

各取組内容について、提出日現在の状況を回答願います。「未着手」「準備中」「実施」のうちから一つに○を付けてください。

なお、「実施」していない内容に関しては、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の中で、6月末時点の状況について再調査を行う予定です。

項 目	取 組 内 容	提出日現在の状況		
		未着手	準備中	実施
組織の整備	1 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。			
未然防止・早期発見のための取組	2 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。			
	3 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。			
	4 いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。			
	5 児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。			
早期対応のための取組	6 いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。			
重大事態への対応のための取組	7 いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義 ※ について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。			

※ いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義

() は、「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日[文部科学大臣決定]の記載

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
(例えば○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。)

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

③ いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト

学校名	
教員名	

◆下記のチェック項目ごとに、現在の自分の取組状況について、「できている」「できていない」のいずれかに○を付けてください。

	チェック項目	できている	できていない
1	あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。		
2	あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。		
3	あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。		
4	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用して、いじめ防止のための取組を伝えていますか。		
5	あなたは、アンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握していますか。		
6	あなたは、自分の勤務している学校で、いじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を、日常の指導に生かしていますか。		
7	あなたは、上司や同僚と、日頃から報告・連絡・相談できる関係を築いていますか。		
8	あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。		
9	あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、教科、道徳、特別活動等を通して、計画的に指導していますか。		
10	あなたは、児童・生徒に対して、どんな些細なことでも悩みや不安がある場合は、担任や他の教職員に相談するよう指導していますか。		
11	あなたは、児童・生徒に対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬ振りせず、必ず教職員に伝えるよう指導していますか。		
12	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、いじめについての相談は、学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えていますか。		